

発行者：小倉南法律事務所  
編集者：高木 健康  
〒802-0972  
北九州市小倉南区  
守恒 1-11-5 寿康ビル2階  
TEL：093 - 963 - 1731  
FAX：093 - 963 - 1732



和氣清麻呂の像

## 南よ、とこ

### 湯川水神社

和氣清麻呂卿ゆかりの霊泉の湧く、小倉南区湯川にある神社です。その昔、この泉は温泉で、足の筋を切られた和氣清麻呂が入浴して傷を癒したとの言い伝えがあります。また、この泉には、湯川という地名の由来になったという言い伝えもあるそうです。

本年もよろしく  
お願いいたします

弁護士 高木 健康  
弁護士 小川 威亜  
弁護士 末安 陸斗  
所員一同

## 事件報告

### 生活保護基準引下処分違憲取消請求訴訟 5・12判決へ 事実と違う理由による引き下げは取り消しを



弁護士 高木 健康

2015年から行ってきた生活保護引下違憲取消訴訟が2020年11月18日に結審しました。この裁判は、2013年に安倍政権が生活保護基準を大幅に引下げたことを争うものです。この引下げでは、総額で670億円を引下げ、引下げられた世帯は96%、平均引下げ額は65%、最大では10%にもなるひどいものです。

#### 都合よく偽装計算された物価下落

引下げの主な理由とされたものは、2008年から2011年にかけて生活保護利用者にとって4・78%の物価下落があったというものです。しかし、この4・78%の数値は、厚生労働省が都合よく偽装計算したものであることが明らか



かになりました。まず、前回の保護基準改定は2004年ですから、仮に物価での計算するのであれば、2004年からの物価を参考にすべきです。厚生労働省が2008年からの物価を採用したのは、2008年が特に物価の高い年だったからです。

#### テレビやパソコンなどの価格が下落

また、全体の物価が下がったのは、テレビやパソコンなどの価格下落が原因であり、食料や光熱・水道などは下がっていません。生活保護利用者とはほとんど関係のないテレビ

#### 勝訴判決を信じて

新型コロナウイルスにより、日本の貧困対応策が十分でなく、生活できなくなる可能性が誰にでもあることが明らかになりました。生活保護制度は、すべての国民に「健康で文化的な生活を保障」するものであり、生活の基盤を支えるものです。判決は、今年の5月12日に言い渡されますが、勝訴を確信しています。

消費実態とは4%以上も乖離しています。生活保護利用者の消費実態に基づいて計算すると、2008年から2011年でも0・64%しか下落していません。生活保護利用者について4・78%の物価下落があったとの厚生労働省の計算は事実と違うことが明らかです。事実と違うことに基づき生活保護基準の引下げは取り消されなくてはなりません。



## 花 No.59 シリーズ

### ドクダミ

どくだみ茶のドクダミです。身近なところにたくさん自生するドクダミは、昔から薬草として使われてきました。花が咲いている時期に、茎、葉、花などが薬用に用いられます。白い花びらのように見えるのは、花を保護する葉です。花は、中心の淡い黄色の部分。小花が密生しています。

花言葉：「野生」「白い追憶」

MINAMIKAZE  
安倍が辞め、昔になっても変わりなし、忖度、恫喝、いつまで続く。コロナ禍は、歪んだ政治あぶりだす、政府の無策、皆に丸見え。

# 1・22核兵器禁止条約発効

## 今こそ、核なき世界の実現へ

弁護士 小川 威亜



核兵器禁止条約は、2017年7月7日に、国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択されました。そして、2020年10月24日に、条約に参加する国が50か国になり、2021年1月22日に発効する見込みです。

### 核兵器を全面的に禁止する画期的条約

この禁止条約は、核兵器の使用や威嚇としての使用を禁止するだけでなく、開発や実験、さらには、製造、保有、そして、譲り渡しまで禁止する画期的な内容です。

これまでも核兵器に関する条約は多くありましたが、ここまで全面的に核兵器を禁止する条約は

約はありませんでした。しかも、冷戦終結を後押しした条約である中距離核戦力全廃条約が2019年8月2日に失効し、米国とロシアの戦略核弾頭の削減を定めた新戦略兵器削減条約は2021年2月5日に期限を迎えますが、期限延長の見通しがたっていない状況でした。

このような核兵器削減に向けた動きが停滞する状況での、禁止条約の発効には大きな意味があります。

### 核兵器の終わりの始まりに

アメリカや中国などの核保有国や、日本などの「核の傘」の下にある国は、この禁止条約に参加していません。しかし、この禁止条約が発効した後で、核実験をしたり、核兵器を増強したりすれば、国際的な非難を強く浴びることとなるでしょう。この禁止条約は、核兵器の終わりの始まりに

まりになることが期待されます。

そのため、核兵器を持つ五国(米英仏露中)は、この禁止条約に強く反対してきました。アメリカなどは、つい最近も、複数の条約参加国に、参加を取りやめるよう書簡を送っています。このような強国の反対・妨害をはねけて発効を勝ち取ったことは、核兵器廃絶を目指す人々の歴史的勝利です。今後、参加国をさらに増やし核保有国を追い詰めていくことで、核兵器廃絶を目指していくべきです。

### 7割の世論が「日本も参加すべき」

唯一の戦争被爆国である日本も、この禁止条約に参加すべきです。世論調査では67割が日本も禁止条約に参加すべきと答えていますし、約500の自治体において、禁止条約への参加を求める意見書が採択されています。



(残念ながら、北九州市議会では自民党、公明党、自民の会の反対で否決されています)。にもかかわらず、菅政権は、安倍前政権に引き続いて禁止条約に背を向け続けています。

### 日本の参加を求める署名にご協力を

現在、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名運動」が行われています。元外務大臣の田中眞紀子氏や、音楽家の坂本龍一氏など、多くの著名人も呼びかけ人となっています。核兵器廃絶を求める気持ちは、

政治信条、信念、宗教や人種などの枠を超えた、人としての自然な感情だと思えます。是非、署名にご協力ください(※)。

まもなく、行われるであろう総選挙において、禁止条約への参加に否定的な議員を落選させ、核兵器禁止条約に参加する政権を目指しましょう。  
※同封した署名用紙に記入して返信用封筒にて返送ください。



# 選択的夫婦別姓

弁護士 末安 陸斗



弁護士 末安 陸斗

## 1 選択的夫婦別姓制度の実現は先延ばし?

政府が今年から5年間で実施する「男女共同参画基本計画」において、選択的夫婦別姓制度の導入についての文言が削除されており、政府がもともと示していた原案では、「国会における議論の動向を注視しながら検討を進める」との文言がありました。意図的に削除されていることから今後選択的夫婦別姓制度の導入は、先延ばしとなったと考えるべきでしょうか。

## 2 法律上は、夫婦は同姓をすべきと定められている

そもそも、現行民法においては、夫婦は、「夫又は妻の氏を称する」(民法750条)と定められております。しかしながら、結婚した際に妻の氏を称する夫婦は少なく、事実上妻のみが不利益を被っているものといえます。

## 3 最高裁判例では夫婦同姓を合憲と判断されている

最高裁判所では、民法750条は、憲法上の権利に違反するものではないと判断をしております。その内容の一部は以下のとおりです。  
①婚姻の際に氏の変更を強制されない自由は人格権の一内容とはいえない(憲法13条について)。  
②夫婦がいずれの氏を称するか

を夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているものであるから差別的な取り扱いには無い(憲法14条について)。

③夫婦同氏制が我が国の社会に定着してきたものであること、夫婦同氏制の下においては氏を改める者に一定の不利益が生じうることは認められるものの、婚姻前の氏の通称使用が広まることにより一定程度緩和されうること等を指摘した上で、本件規定が合理性を欠く制度であるとは認められない(憲法24条について)。

このように、最高裁判例では夫婦同氏制が合憲であると判断されつつも、「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏のあり方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この状況に関する判断を含め、この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」で

あるとされています。

## 4 世論は選択的夫婦別姓が賛成多数

世論の多数は選択的夫婦別姓に賛成であり、その割合は、7割を超えているという調査結果もあるようです。

一方で、選択的夫婦別姓制度に反対する意見も依然としてあり、その中には、子どもの氏を父母どちらの氏とするのかという点や家族の一体感が損なわれるという点を危惧しているようでもあります。

しかしながら、本来は子どもを氏を含めて婚姻時に夫婦で話し合えばならなかったものといえます。選択的夫婦別姓制度が採用されることにより子どもの氏を話し合っていくという趣旨に沿うのではないのでしょうか。

また、家族の一体感などは氏の問題ではないような気がしますが、選択的夫婦別姓ですので、そのような考えがあるのであれば夫婦同姓を選択すれば良いだけです。

## 5 名字を自由に選択できるように制度設計に

私としては、これだけ個人の自由が尊重されている中、自分の名字を自由に決めることは当然のものと思います。

一方で、現在は一つの戸籍には単一の氏を使用する二戸籍一氏制が取られています。選択的夫婦別姓制度が実施された場合、戸籍制度自体が撤廃になるのかなどの疑問が生じてきます。しかし、古い制度に縛られることでは無く、今後は、戸籍制度等の改正を含めてより個人の自由が尊重されるような議論を進めていくべきだと思います。

